

毎年2回の届出手続をお忘れなく!

住宅瑕疵担保履行法では、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。

“届出手続の流れ”のポイント

（資力確保措置についてすべて保険加入の場合）

準備

保険証券の発行

住宅の完成後、発注者等への引渡し前に、保険申込みを行った保険法人へ保険証券発行申請を行い、保険証券および発注者等向けの証明書の発行を受けてください。また、発注者等向けの証明書は、必ず発注者等に交付してください。

1 保険契約締結証明書 および明細の確認

2 届出書の作成

3 行政庁への届出

4 届出期間は 基準日から3週間以内 届出書をご提出ください

1 保険契約締結証明書

および明細の確認

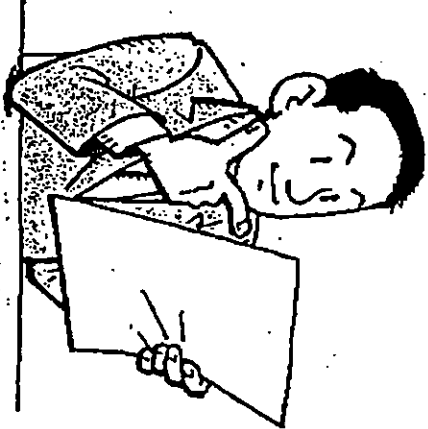
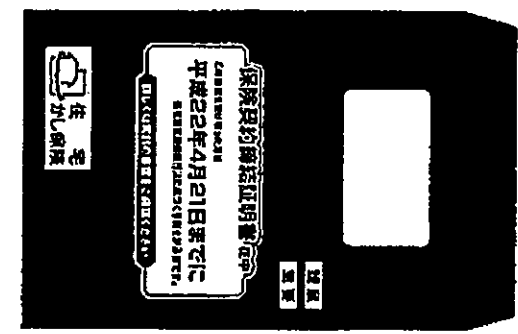
保険に加入している場合、基準日後に保険法人から「保険契約締結証明書」および「明細」が送付されます。これらの書類の記載内容を必ずご確認ください。記載内容に間違いがある場合は、速やかに保険法人にご連絡ください。

送付物(封筒)

すべての保険法人が同じ封筒を用います。(宅建業者は封筒の色が異なります) 複数の保険法人の保険を利用している場合、複数送付されます。

送付物①(保険契約締結証明書)
届出添付書類①(保険契約締結証明書)

送付物②(明細)
届出添付書類②(引渡し物件一覧表)



2 届出書の作成

保険契約締結証明書および明細の記載内容をもとに届出書を作成してください。なお、届出書の様式は、国土交通省HPからダウンロードすることができます。届出書および届出添付書類(保険契約締結証明書、引渡し物件一覧表)を揃えて次ページの届出先へ

届出書(記載例)
第一号様式(第五条関係)
建設業者の場合は第一号様式
宅建業者の場合は第七号様式

建設業者の場合は第一号様式
宅建業者の場合は第七号様式

【別紙】
届出書の作成
届出書の作成
届出書の作成

保険契約締結証明書
届出添付書類①(保険契約締結証明書)

届出書の作成
届出書の作成
届出書の作成

1. 届出書
2. 引渡し物件一覧表
3. 保険契約締結証明書
4. 保険証券

届出物件番号	引渡し物件一覧表	保険契約締結証明書	保険証券
00000001	0000	0000	0000
00000002	0000	0000	0000
00000003	0000	0000	0000
00000004	0000	0000	0000
00000005	0000	0000	0000
00000006	0000	0000	0000
00000007	0000	0000	0000
00000008	0000	0000	0000
00000009	0000	0000	0000
00000010	0000	0000	0000

届出書の作成
届出書の作成
届出書の作成

届出書の作成
届出書の作成
届出書の作成

3

行政庁への届出

神奈川県知事の許可・免許を受けている場合は、神奈川県に届出手続をしてください。
国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、関東地方整備局に届出手続をしてください。

【届出方法および問い合わせ先について】

届出先	届出先住所	届出先部署	届出先電話番号	届出方法	届出書類	届出時期
神奈川県知事	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区 鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター2階 神奈川県庁 国土整備局 事業管理部 建設業課	建設業者	045-313-0722	郵送 (簡易書留)	・届出書類が果に届いたことを確認したい場合は、住所・宛名を記入し、返信用はがきを同封してください。 ・届出書類の様式は、県のホームページからダウンロードできます。 ・届出連絡票(県様式)を必ず同封してください。	平成21年10月1日以前に新築住宅を引き渡している
	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区 鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター2階 神奈川県庁 国土整備局 事業管理部 建設業課	宅地建物取引業者	045-313-0722	郵送 (簡易書留)	・届出書類が果に届いたことを確認したい場合は、住所・宛名を記入し、返信用はがきを同封してください。 ・届出書類の様式は、県のホームページからダウンロードできます。 ・届出連絡票(県様式)を必ず同封してください。	平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡している
国土交通大臣	国土交通省 関東地方整備局 建設部 建設産業第一課	建設業者	048-601-3151	原則郵送	○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各都県を経由せず、直接関東地方整備局に提出して下さい。 (郵送付先) 〒330-8724 埼玉県さいたま市新郷区新郷2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	引き渡した相手が宅地建物取引業者以外である
	国土交通省 関東地方整備局 建設部 建設産業第二課	宅地建物取引業者	048-601-3151	原則郵送		住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置(保険)への加入または保証金の供託が必要でず

4

届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手続は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行う必要があります。
期間内に届出をしない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。
※休日の場合は翌営業日になります。

作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅生産課住宅瑕疵担保対策室/総合政策局建設業課・不動産課 (電話)03-5253-8111 (代表)
URL: <http://www.mlit.go.jp> (HPトップのトピックの「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー」をご覧ください。)
○都道府県連絡先: 神奈川県国土整備局建設住宅部住宅計画課 (045-210-6557)
事業管理部建設業課 (045-313-0722)

新築住宅を供給する事業者の方への 大切なお知らせ

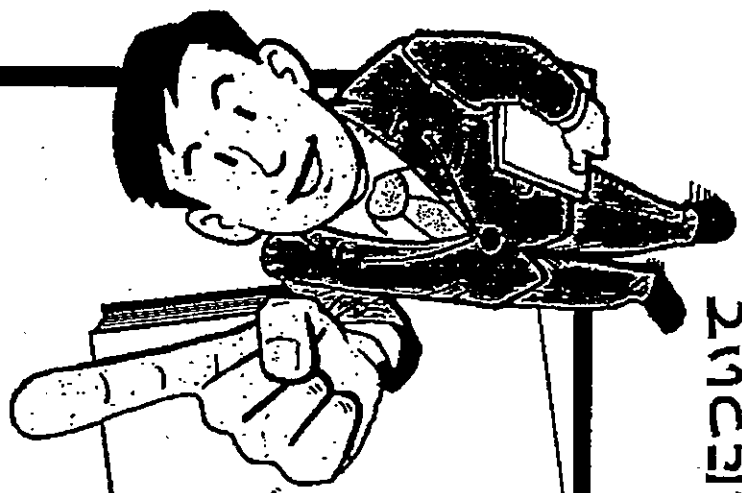
神奈川県版

住宅瑕疵担保履行法

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

基準日における届出手続

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、
新築住宅を引き渡した事業者は、
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに
届出手続を行うことが必要となります。

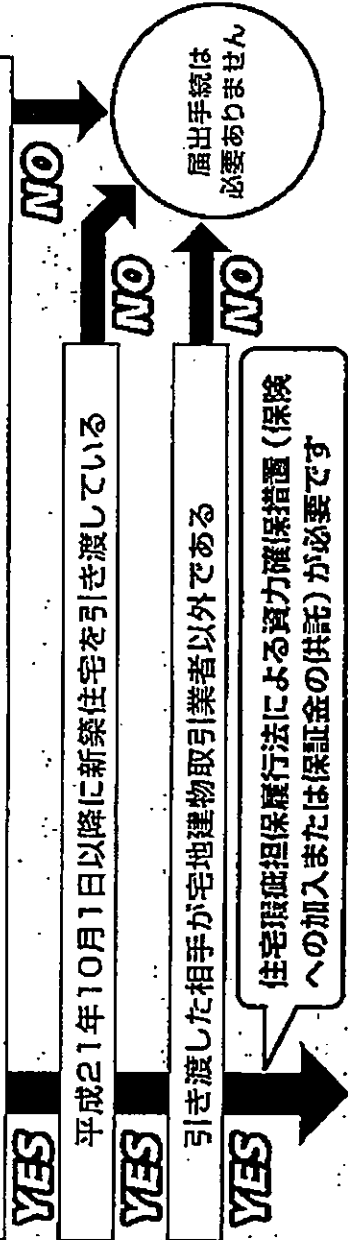


住宅瑕疵担保履行法に
基づく資力確保措置は、
保険への加入や
保証金の供託だけでは
終わりません。

START

住宅瑕疵担保履行法の流れについて

免許を受けた宅地建物取引業者または許可を受けた建設業者である



届出手続が必要です

- 届出手続に
必要な書類
- 届出書
 - 届出連絡票
 - 引渡し物件一覧表
 - 保険契約締結証明書または供託書の写し (供託の場合)